

(3)

## 所得税額の控除に関する明細書

事業年度	.	.	法人名	
------	---	---	-----	--

## 御注意

の「1」から「5」までの「2」及び「3」の各欄並びに「8」、「14」及び「21」の各欄は、法人の各事業年度において、東日本大震災からの復興特別所得税の額を含めて記載します。

区分			収入金額		①について課される所得税額		②のうち控除を受ける所得税額	
			①		②		③	
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剩余金の配当			1	円		円		円
剩余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るもの）を除く。）、利益の配当、剩余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）			2					
集團投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配			3					
割引債の償還差益			4					
その他			5					
計			6					
剩余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るもの）を除く。）、利益の配当、剩余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集團投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算								
個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合	控除を受ける所得税額	
		7	8	9	10	11	12	
		円	円	月	月			円
銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期末の所有元本数等	配当等の計算期首の所有元本数等	$\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は12 (マイナスの場合 0)	所有元本割合	控除を受ける所得税額
		13	14	15	16	17	18	$\frac{(16)+(17)}{15}$ (小数点以下3位未満切上げ) (1を超える場合は1)
		円	円					円
その他に係る控除を受ける所得税額の明細								
支払者の氏名 又は法人名	支払者の住所 又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参考			
			20	21				
		・	円	円				
		・						
		・						
		・						
		・						
計								